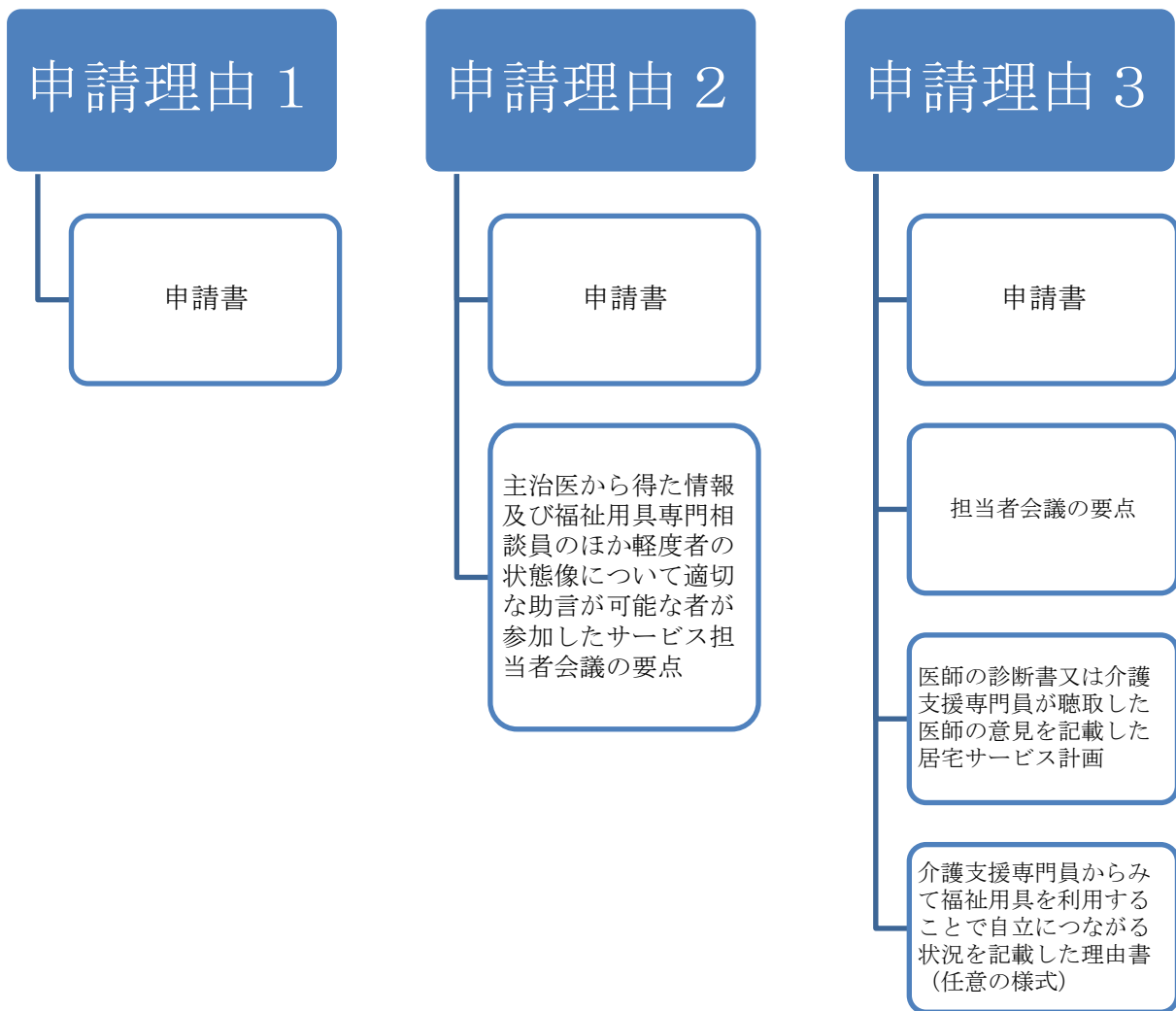


※申請理由の詳細は別紙参照

# 申請必要書類



※ 要介護認定が未決定中に、暫定でサービスの利用を先行する場合には、

- ①非該当になった場合には、全額自己負担になることを説明してください。
- ②サービスの利用をする前に、必ず、軽度者になる可能性がある場合には、医師の意見を確認しておいてください。
- ③認定が決まり次第、申請が必要であれば、速やかに申請手続きをしてください。

★軽度者の特定福祉用具貸与の確認申請について

①これは、例外給付です。

主治医の意見は、いずれの特定福祉用具でも確認は必要です。

事務手続きが特定福祉用具の種類によって、異なるだけです。主治医の意見の確認は行ってください。

確認方法は、原則、主治医意見書、診断書です。

座間市は独自で、介護支援専門員の聞き取りによる確認も認めています。あくまでも、介護支援専門員の責任のある聞き取りです。

例) ○○病院△△医師に平成■年■月■日に、☆☆☆☆の理由で◎◎が必要であることを確認した。

理由の聞き取りが重要です。  
これが無いと、給付できません。

**3の i )ii )iii )のいずれなのかは、  
主治医が判断する部分です。**

記載不備（記載内容が不足）であることが多いとみなされるものは以下のようなものです。

不十分な例)

○○病院の△△医師に平成■年■月■日に、(福祉用具名)が必要であると確認した。

この場合では、医師から福祉用具が必要であることを確認していますが、身体状況についての確認が出来ていません。

本来は医師の診断書が必要であり、聞き取りでは診断書の内容を網羅する必要があります。

診断書の内容とは、用具の必要性ではなく、本人の身体状況です。よってこの聞き取り内容では不十分となります。

**介護支援専門員の記載した福祉用具の貸与に係わる理由書（任意の様式）には？**

その福祉用具貸与の給付があることで改善、自立につながる状況を記載してください。

② 1つの申請書では1つの特定福祉用具の確認申請しかできません。